

第4次 那須塩原市
男女共同参画行動計画
(素案)

令和5年度～令和9年度

令和5年3月
那 須 塩 原 市

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間等	2
第2章 那須塩原市の現状と課題	3
1 那須塩原市の状況	3
2 第3次行動計画の進捗状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた	25
4 計画の体系	26
第4章 施策の内容	27
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	27
施策の方向1 男女共同参画意識の醸成	27
施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進	27
施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	30
施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進	30
施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進	31
施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進	32
施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備	33
基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	35
施策の方向1 人権意識の醸成	35
施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶	36
施策の方向3 困難を抱える男女への支援	37
第5章 計画の推進	38
1 推進体制の充実	38
2 計画の進行管理の強化	38
3 計画が目指す目標値	39

用語解説

＜附属資料＞

- 1 第4次那須塩原市男女共同参画行動計画策定経過
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 那須塩原市男女共同参画推進条例
- 5 那須塩原市男女共同参画推進条例施行規則
- 6 那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿
- 7 那須塩原市男女共同参画推進本部設置要綱
- 8 那須塩原市男女共同参画推進本部の構成

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現』が21世紀の我が国の社会を決定する重要課題と位置付けられています。

また、栃木県では、平成14年12月に「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、令和3年2月には、「とちぎ男女共同参画プラン〔第5期計画〕」を策定しました。

本市においても、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の目的を達成するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成19年3月制定）から現在の「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成29年3月策定）に沿って、市民、事業者及び国・県とともに男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、男女共同参画についての市民の理解や取組は広がりつつあるものの、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景とした課題が残っています。また、依然として、配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害や各種ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、政策・方針決定過程への女性の参画など、多くの課題が残されています。

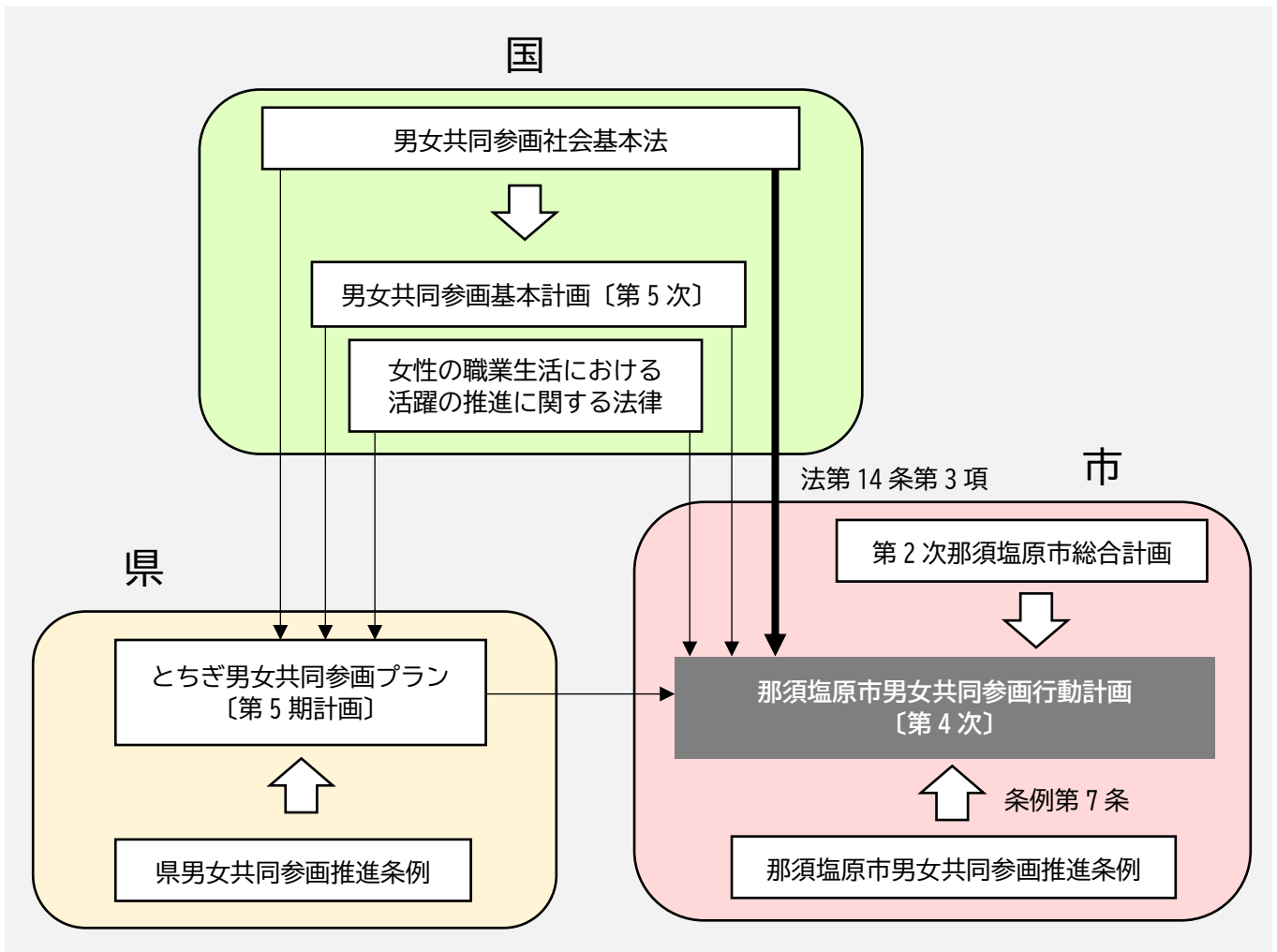
平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進するための基本方針や事業主の行動計画の策定、支援措置等が示されました。

こうした動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の更なる推進と新たな課題に対応して行くため、「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 那須塩原市男女共同参画推進条例第 7 条の規定に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行するための行動計画です。
- (3) 第 3 次那須塩原市男女共同参画行動計画を継承し、かつ、新たな課題に対応するための計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。推進計画に該当する施策等は、【基本目標Ⅲ】の施策の方向 3 となります。
- (5) 「第 2 次那須塩原市総合計画」の部門別計画として、施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (6) 「第 5 次男女共同参画基本計画」(国計画) 及び「とちぎ男女共同参画プラン〔第 5 期計画〕」(県計画) を勘案した計画です。



3 計画の期間等

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

本計画の実施状況については、毎年、条例第 16 条に基づく報告書を作成し、公表します。

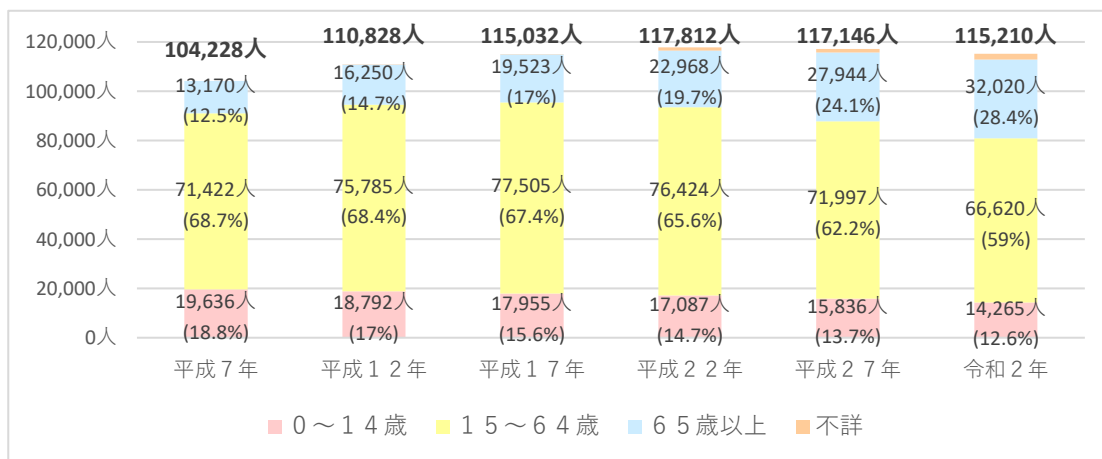
第2章 那須塩原市の現状と課題

1 那須塩原市の状況

(1) 人口の推移

令和2年10月1日現在の本市の人口は、令和2年に実施された国勢調査では115,210人で、平成27年の117,146人に対し1,936人(1.57%)減少しています。

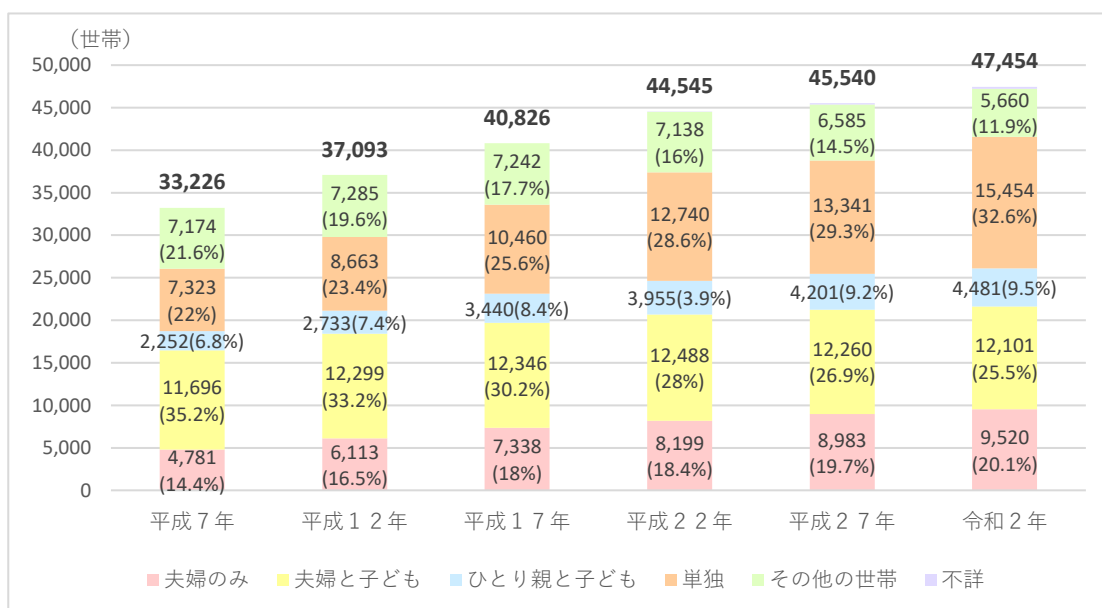
なお、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で、高齢人口(65歳以上)の増加が進んでいます。



資料：国勢調査

(2) 家族類型の推移

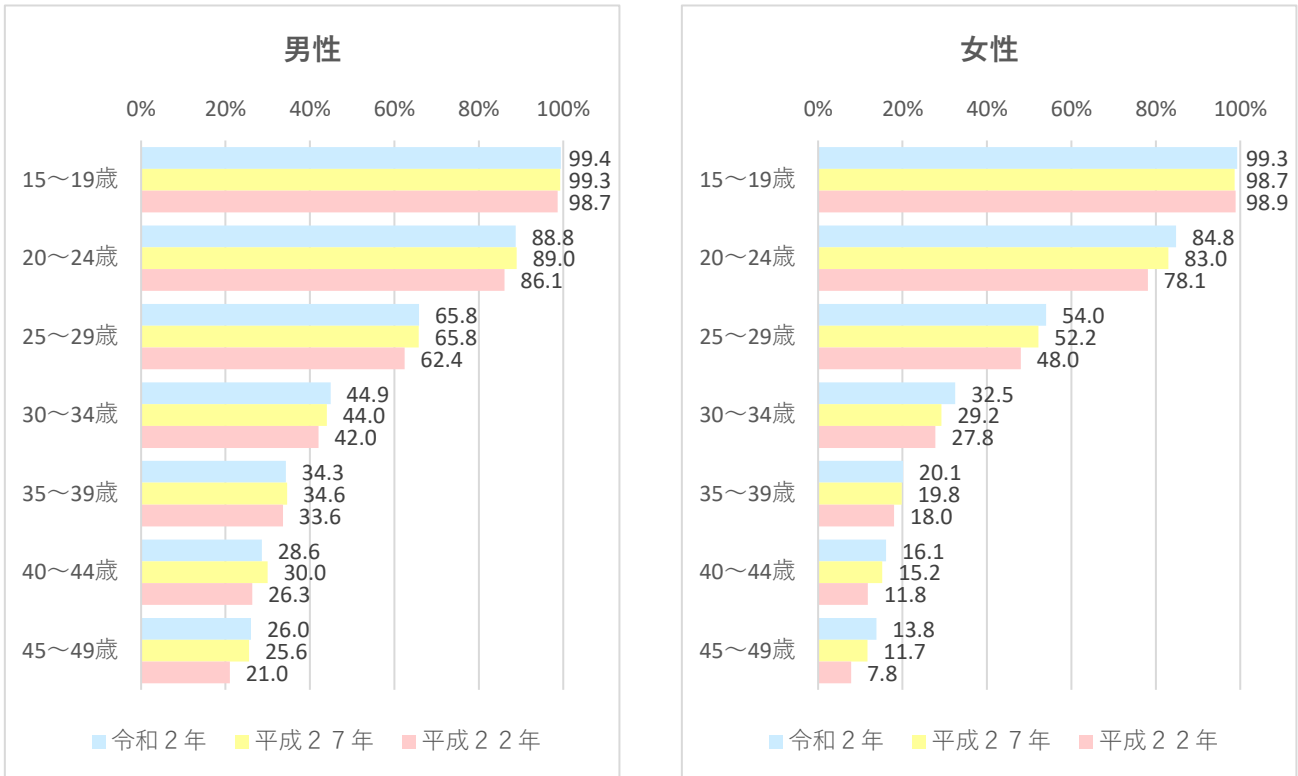
令和2年10月1日現在の本市の総世帯数は47,454世帯で、国勢調査開始以来最多となっています。中でも、単独世帯(一人暮らし世帯)が最も多く、割合は平成27年から3.3%上昇しています。一方で、夫婦と子どもの世帯(夫婦と両親から成る世帯など)やその他の世帯は減少しています。



資料：国勢調査

(3) 年代別未婚率

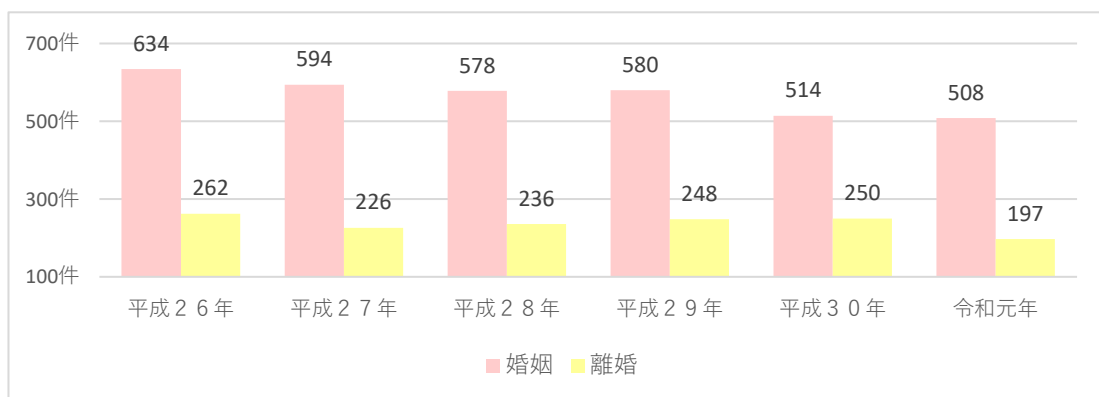
本市の年代別未婚率の推移は、平成22年と令和2年を比較すると、概ね全ての年代で未婚率が上昇しています。男女別に上昇率の順でみると、男性は、45～49歳で5ポイント、25～29歳で3.4ポイント、30～34歳で2.9ポイント上昇しています。一方、女性では、20～24歳で6.7ポイント、25～29歳と45～49歳で6ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

(4) 婚姻・離婚の推移

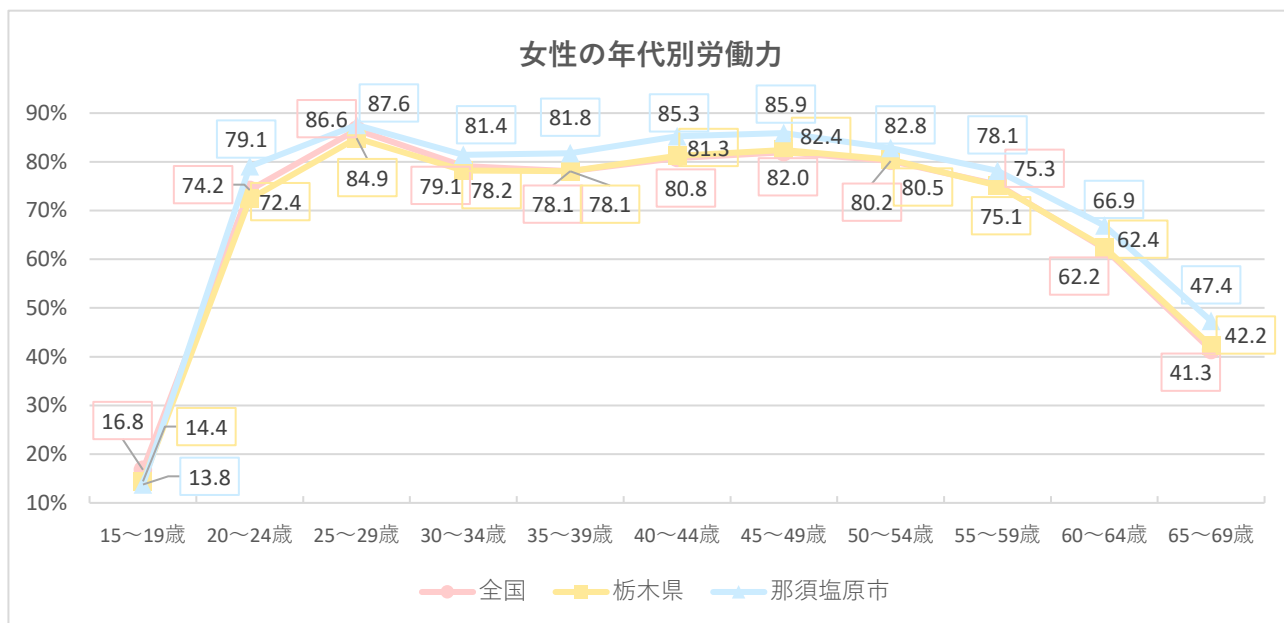
婚姻件数は、平成26年から減少傾向です。一方で、離婚件数は、200件台を推移していましたが、令和元年で200件を割り、最小となっています。



資料：栃木県保健統計年報

(5) 就労の状況

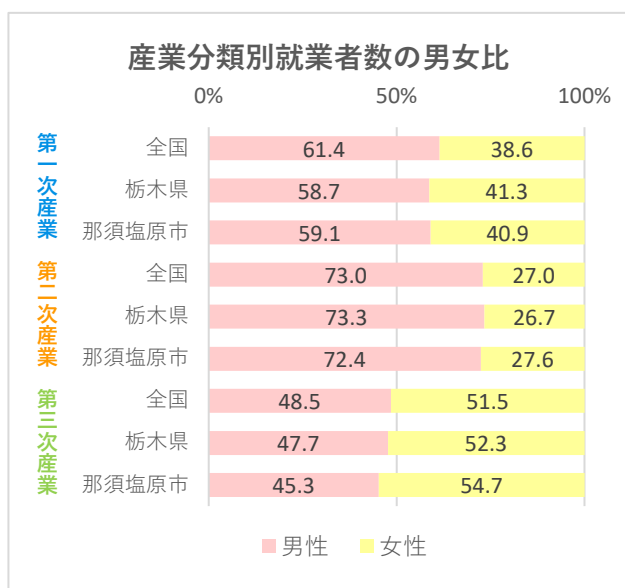
女性の年代別労働力率を、全国、栃木県と比較すると、10代で低くなっていますが、それ以外の年代では概ね高くなっています。また、一般的に女性は、結婚・出産により就労を中断し「M字カーブ」を描きますが、本市のカーブは、全国、栃木県と比べて緩やかになっています。



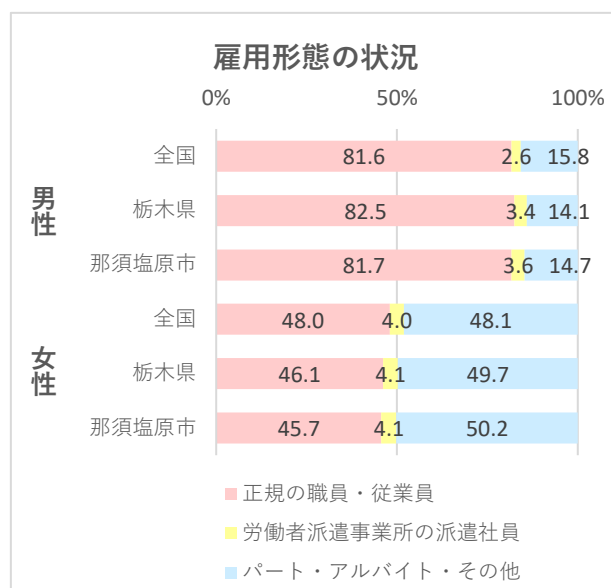
資料：国勢調査（令和2年）

産業分類別就業者数の男女比において、本市の女性の割合は、全国、栃木県を上回っており、第三次産業では全国より3.2ポイント高くなっています。

雇用者の雇用形態では、女性の「正規の職員・従業員」が、全国、栃木県と比較して低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

2 第3次行動計画の進捗状況

(1) 事業の進捗状況

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画では、3つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて事業を推進してきました。

平成29年度から令和3年度までの5年間の各事業の進捗状況は、以下のとおりです。

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくりと環境整備

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

<実施状況>

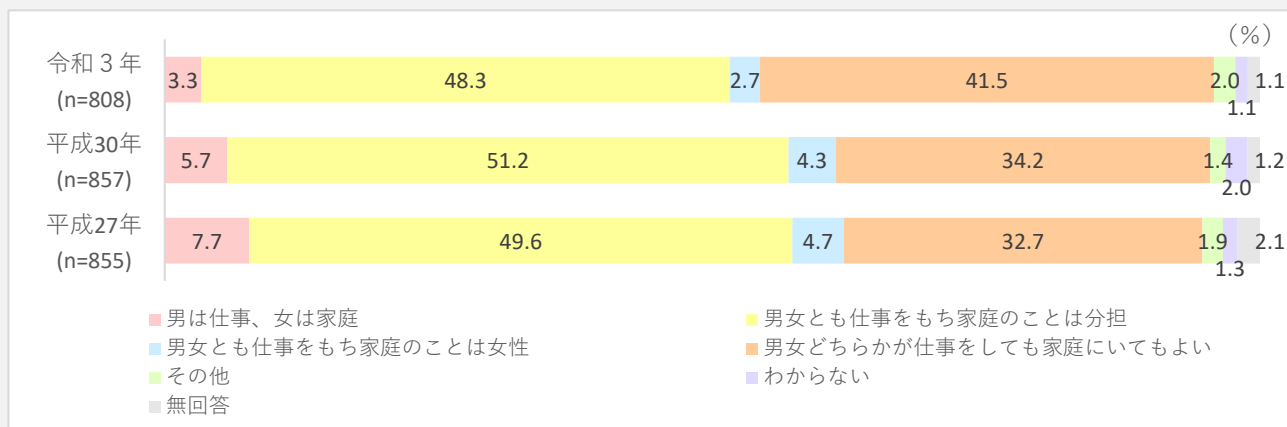
固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の意識改革のため、男女共同参画情報「みいな」の発行やフォーラム・セミナー等を実施し、市民や事業者等を対象に啓発や情報提供を行いました。また、市職員を対象に、性の多様性への意識の醸成を図るために研修を実施しました。

しかし、男女共同参画への市民の理解や取組が少しずつ広がりつつあるものの、意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が今なお存在しています。

<参考指標>

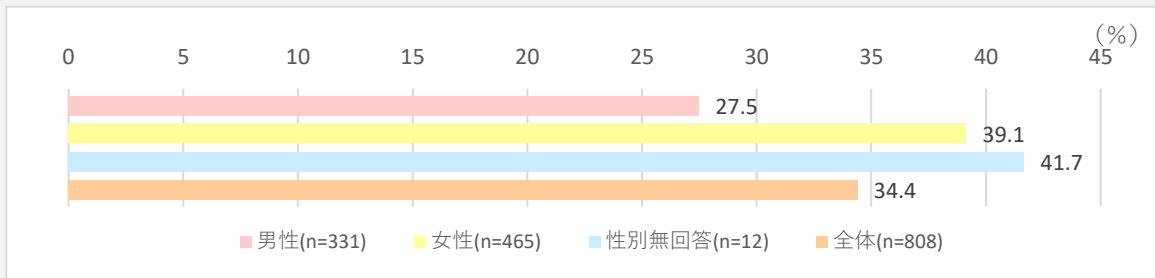
「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割を固定する考え方を持つ人の割合【意識調査】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「男女とも仕事をもち、家庭のことも責任を分担」が48.3%で、次いで、「男女の役割は固定せずに、男女どちらかが仕事をしても家庭にいてもよい」が41.5%、「男は仕事、女は家庭」が3.3%、「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつ」が2.7%の順となっています。



市の施策の認知度【R3 意識調査】

男女共同参画情報紙「みいな」の認知度は、全体で 34.4%、男性が 27.5%、女性が 39.1%で、女性に比べて男性の認知度が 11.6 ポイント低い結果でした。



<課題>

今後も、男女共同参画の意識を浸透させるため、家庭や学校など若年層からの意識啓発に努めるとともに、広報紙「みいな」等を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や理解により一層取り組む必要があります。また、市民に関心を持ってもらえるような取組を行うことが重要です。

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

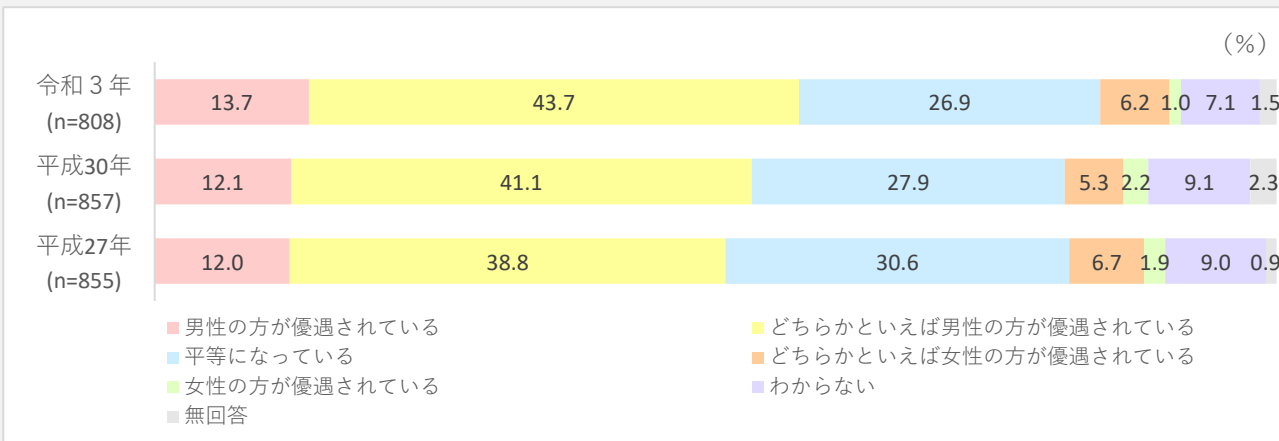
<実施状況>

男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事や育児、介護に取り組み、希望するライフスタイルを実現できるよう、男女共同参画情報「みいな」やセミナー、「家庭の日」推進事業を通してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を実施しました。また、多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みました。

<参考指標>

「家庭生活」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

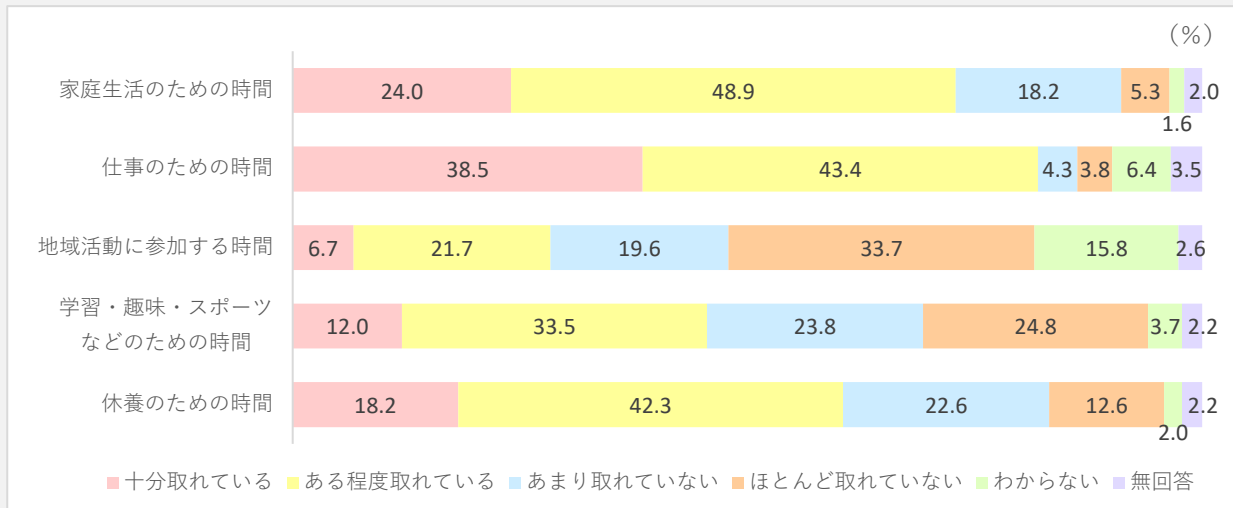
家庭生活において、「平等」と感じている人の割合は、26.9%と前回調査から 1.0 ポイント減少しています。依然として「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、57.4%で前回調査より 4.2 ポイント増加しています。



ワーク・ライフ・バランス（家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分）の満足度【R3 意識調査】

日常生活の満足度について、「十分取れている」と「ある程度取れている」を合わせた割合は、「仕事のための時間」が81.9%と最も高く、次いで、「家庭生活のための時間」の72.9%、「休養のための時間」の60.5%の順になっています。

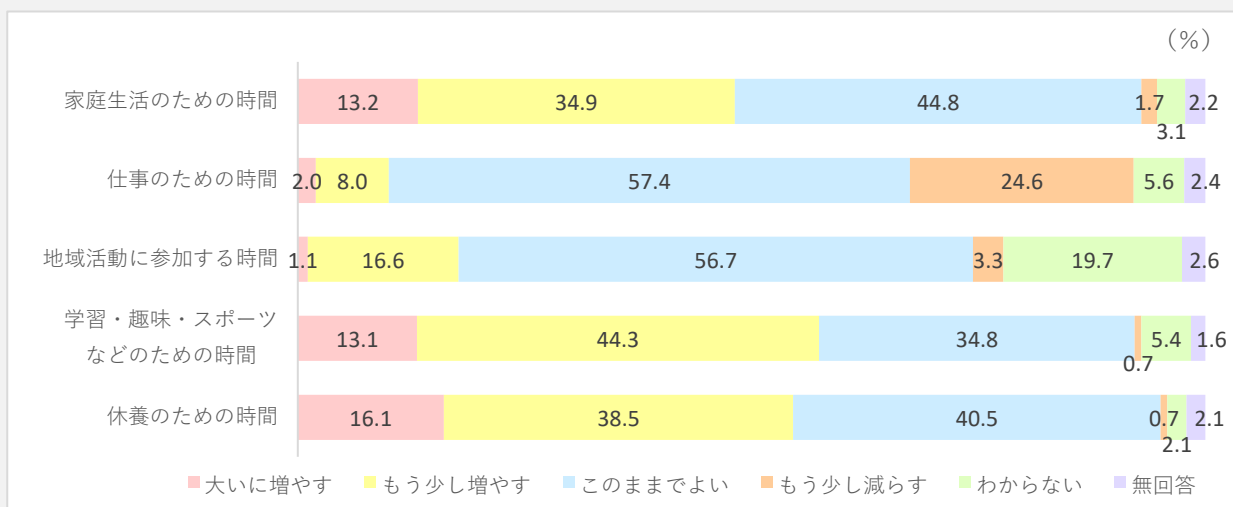
一方、「あまり取れていない」と「ほとんど取れていない」を合わせた割合は、「地域活動に参加する時間」が53.3%と最も高く、次いで、「学習・趣味・スポーツなどのための時間」の48.6%の順になっています。



ワーク・ライフ・バランス（家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分）の理想【R3 意識調査】

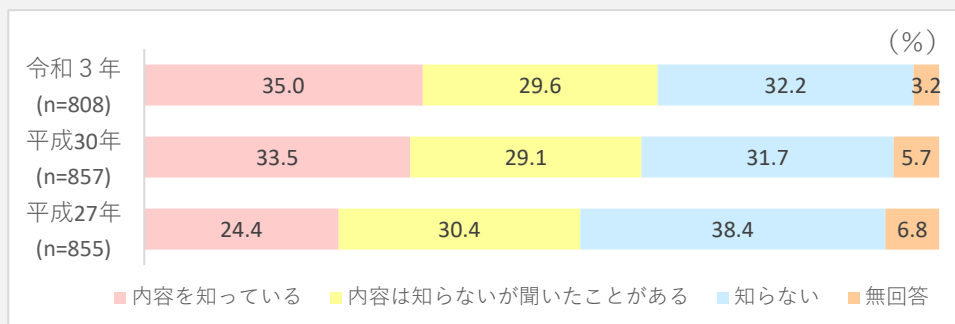
日常生活における理想の時間について、「大いに増やす」と「もう少し増やす」を合わせた割合『増やす（計）』は、「学習・趣味・スポーツなどのための時間」が57.4%と最も高く、次いで、「休養のための時間」が54.6%、「家庭生活のための時間」の48.1%の順になっています。

一方、「仕事のための時間」では「もう少し減らす」が24.6%で、全項目の中で最も高くなっています。



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度【R3 意識調査】

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の「内容を知っている」人の割合は、平成 27 年の調査時から 10.6 ポイント増加しています。



<課題>

意識調査の結果から、女性の家事・育児などの負担が男性より多く、家庭生活において男女が平等であると感じる人が3割未満と少なくなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児への更なる参加が必要です。

また、子育て支援施策としては、社会的な背景により、ますます多様化している保育ニーズへの対応が求められていることから、仕事と子育ての両立支援として、更なる子育て環境の充実を図っていくことが必要です。

施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

<実施状況>

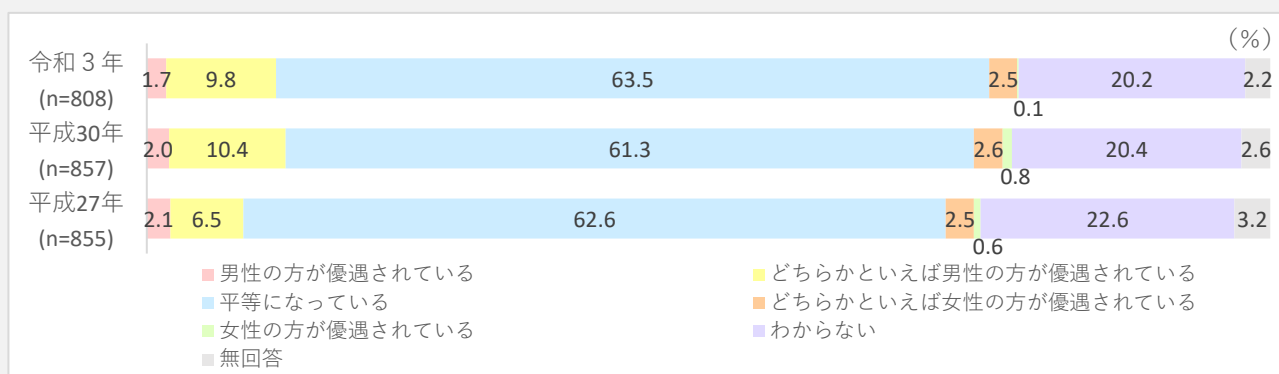
他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識を育むため、家庭における教育力の向上を目的に、親学習プログラムの活用や教育講演会を実施しました。

また、学校における男女共同参画を推進するため、教職員への研修などにより、キャリア教育を積極的に行いながら、性別にとらわれない考え方や勤労観・職業観の育成を図りました。

<参考指標>

学校における男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

学校において「平等」と感じている人の割合は、63.5%で前回調査に比べ2.2ポイント高く、平成22年調査以降減少傾向にありましたが、今回は増加に転じました。



<課題>

家庭や学校における男女共同参画を推進するため、子どもたちへの教育に加え、教職員や保護者の意識の高揚のための、さらなる積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの発達の段階に応じた段階的・継続的な教育や啓発、開催方法の工夫の検討が必要です。

基本目標Ⅱ

男女の人権尊重と暴力の根絶

施策の方向1 人権意識の醸成

<実施状況>

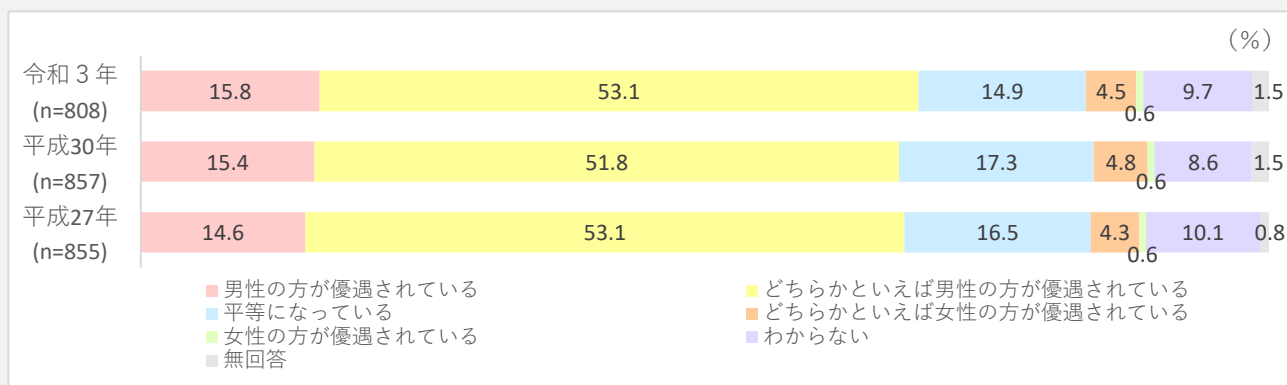
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ差別や偏見のない社会をつくるため、人権意識を根付かせていくための啓発として小学生への「人権の花運動」や、人権に関する問題を解決するための窓口となる人権相談を実施しました。

また、性の尊重に関する意識啓発と、豊かな母性と父性を育むために、中高生への思春期保健教室や相談機関の周知などを実施しました。

<参考指標>

「社会全体」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

社会全体において、「平等」と感じている人の割合は、14.9%で前回調査に比べ2.4ポイント減少し、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、合わせて68.9%と前回調査から1.7ポイント増加しています。



<課題>

社会全体では、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が高く、男女平等社会の実現のためには、男女の人権尊重に向けた意識啓発を進めることが重要です。

また、人権侵害の早期発見のための人権相談は、利用者が少ないため、差別や人権侵害の予防、早期発見及び解決に向けて、定期的に相談窓口を開設するとともに相談窓口・相談機関の周知にも努める必要があります。

若年期からの性の尊重に関する教育を行うため、学校と関係諸機関との更なる連携強化と支援体制の整備が必要です。

施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶

<実施状況>

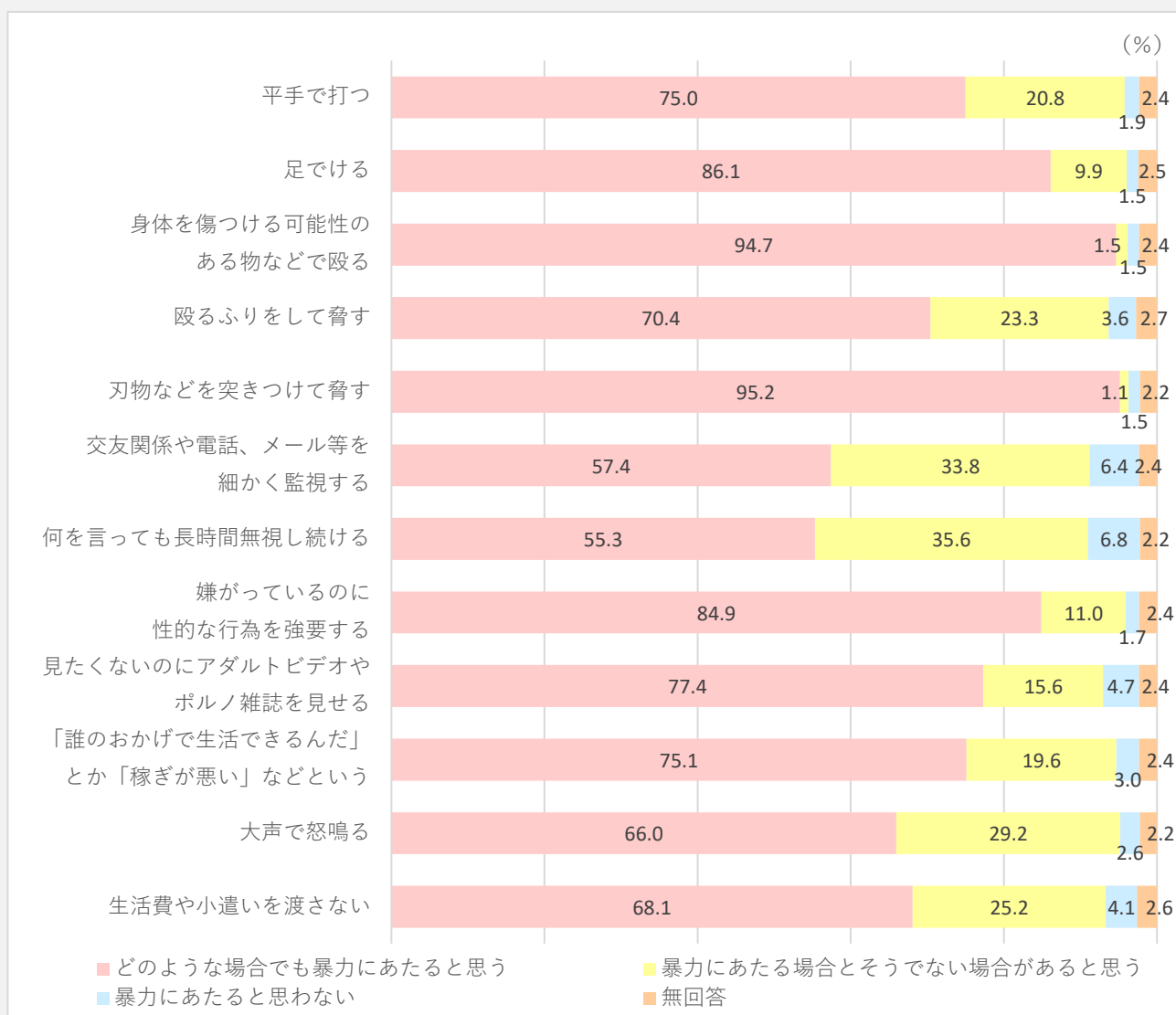
配偶者等からの暴力防止のための取組として、男女共同参画情報「みいな」での相談窓口の情報提供や啓発物品の配布を行いました。また、若い世代からDVや人権意識の啓発を行う目的で、市内の高校生を対象にデートDVの出前講座を実施しました。

被害者の安全確保や自立支援のため、平成30年度に市内のDV対応マニュアルを作成しました。「DV被害者緊急一時避難事業」や関係機関の連携により、被害者の安全確保や被害者の自立に向けた支援体制を整えています。

<参考指標>

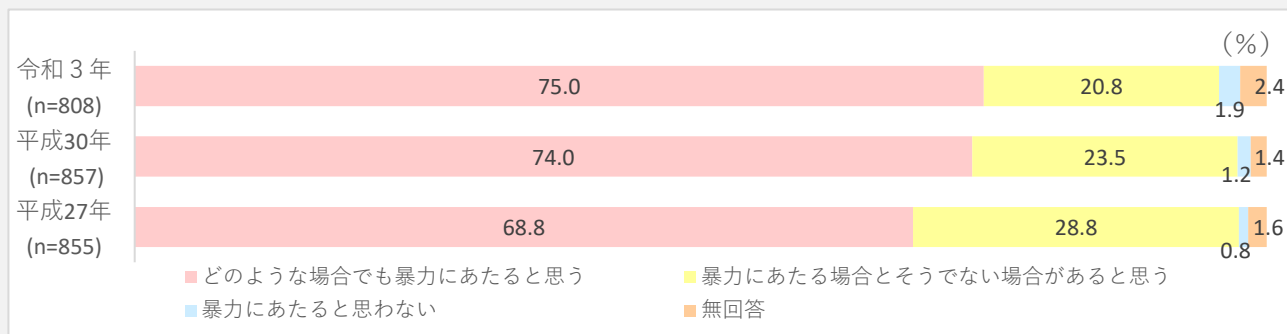
配偶者・パートナー・恋人の間で行われた場合、暴力として認識する人の割合【R3意識調査】

配偶者・パートナー・恋人間での暴力に対する考えについて、「どのような場合でも暴力にあたる」では、“刃物などを突きつけて脅す”で95.2%と最も高く、次いで、“身体を傷つける可能性のある物などで殴る”が94.7%、“足でける”が86.1%の順になっています。また、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」では、“何を言っても長時間無視し続ける”で35.6%と最も高く、次いで、“交友関係や電話、メール等を細かく監視する”が33.8%、“大声で怒鳴る”が29.2%の順になっています。



夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合【意識調査】

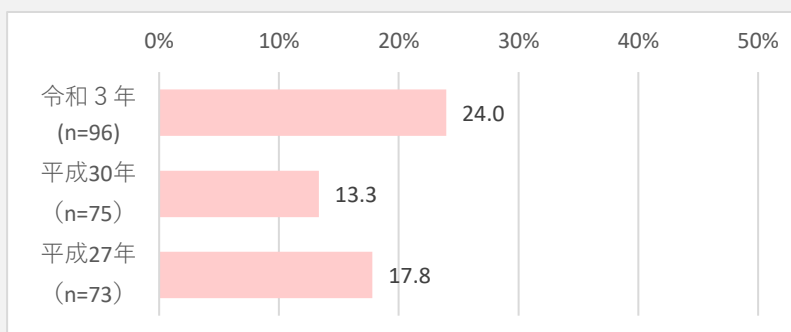
「どのような場合でも暴力にあたる」は 75.0%で、前回調査から 1.0 ポイント増加しています。



暴力を「受けたり、見聞きしたら」、または今までに「受けたり、見聞きしたことがある」場合、「相談しない・しなかった」人のうち「どこ（誰）に相談してよいのかわからない」と回答した人の割合

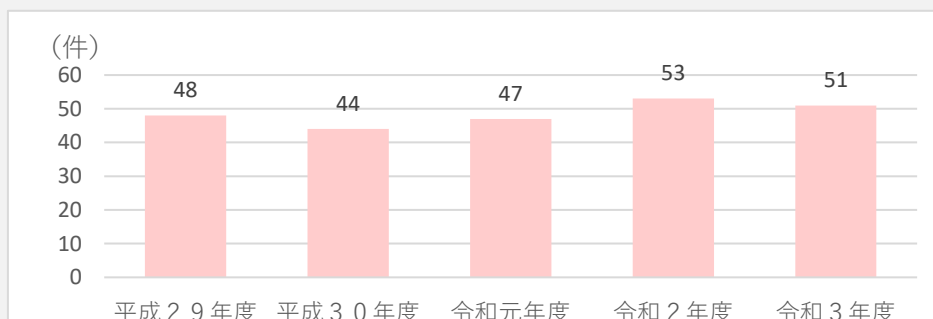
【意識調査】

DVの相談をしない・しなかった人のうち「どこ（誰）に相談してよいのかわからない」と回答した人は 24.0%で、前回調査から 10.7 ポイント増加しています。



DV相談件数【子ども・子育て総合センター調】

DVの相談件数は、平成29年度が48件、平成30年度が44件、令和元年度が47件、令和2年度が53件、令和3年度が51件となり、50件前後を推移しています。



<課題>

少しでも早くDVに気づき、相談できる環境の整備のためにも、中・高校生を中心としたデートDVの啓発を継続的に行うことが必要です。

さらに、適切に情報を取捨選択し、正しい情報を取り入れ判断できる能力の育成も欠かせません。情報活用能力を高め、DVの問題点を正しく認識できる能力を育成することも大切です。

また、DV被害者の自立支援のため、様々なケースに対応できるよう関係機関との更なる連携強化が必要です。

施策の方向3 生涯を通じた男女の生活環境の整備

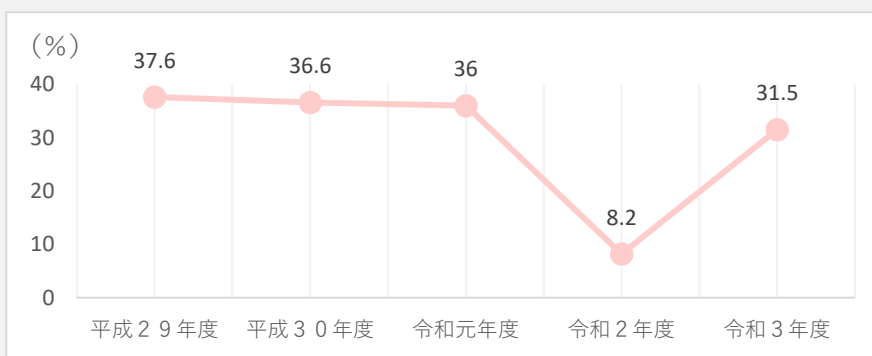
<実施状況>

男女が生涯を通じて健康で生き生きと社会と関わりながら自分らしく生きていくために、心と身体の健康の保持増進と、ライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行いました。また、母性父性育成支援のため、保健師・助産師が訪問指導し全家庭の状況把握をすることで、保護者が安心して地域で子育てできるように取り組んでいます。

生活環境の整備においては、貧困や高齢・障害などの困難を抱える方が安心して生活が送れるよう、経済的な自立支援や各種サービスの充実などによる適切な支援を国・県と連携して取り組んでいます。

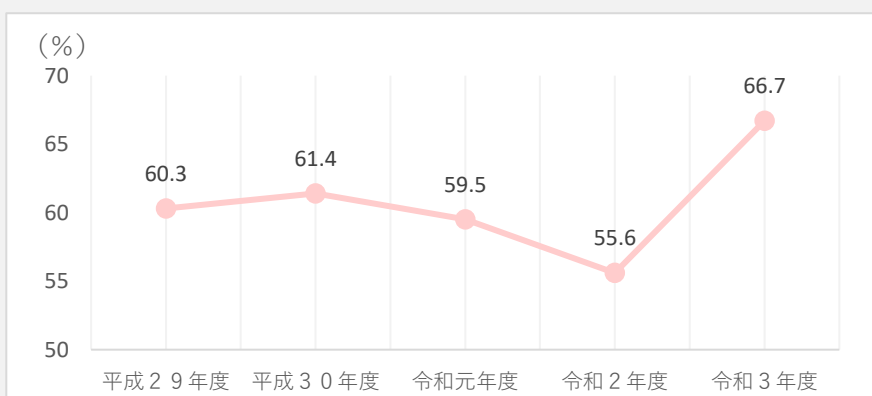
<参考指標>

大腸がん検診受診率【健康増進課調】

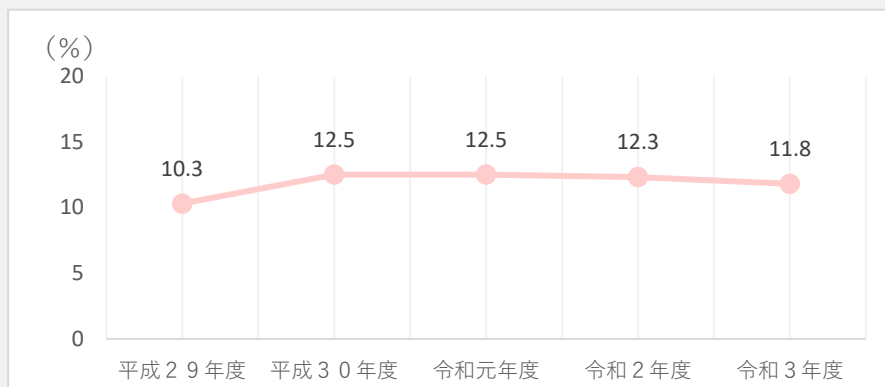


お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）

【健康増進課調】



障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合【社会福祉課調】



<課題>

がん検診の受診者数は回復傾向にありますが、がんの早期発見・早期治療のため、若い世代にも届くような情報発信が必要です。また、乳幼児の各健診については、未受診者の状況把握に努めるなど、今後さらに、乳幼児期からの生涯を通じた健康習慣の定着や生活習慣の改善に繋がるよう、働き掛けていく必要があります。

多様で複合化していく社会的な問題を抱える人が自立して生き生きと暮らしていけるよう、相談体制の強化や他の支援機関との情報共有、また、的確なサービスの提供のためのニーズキャッチが求められます。

基本目標Ⅲ

あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向1 地域活動における男女共同参画の促進

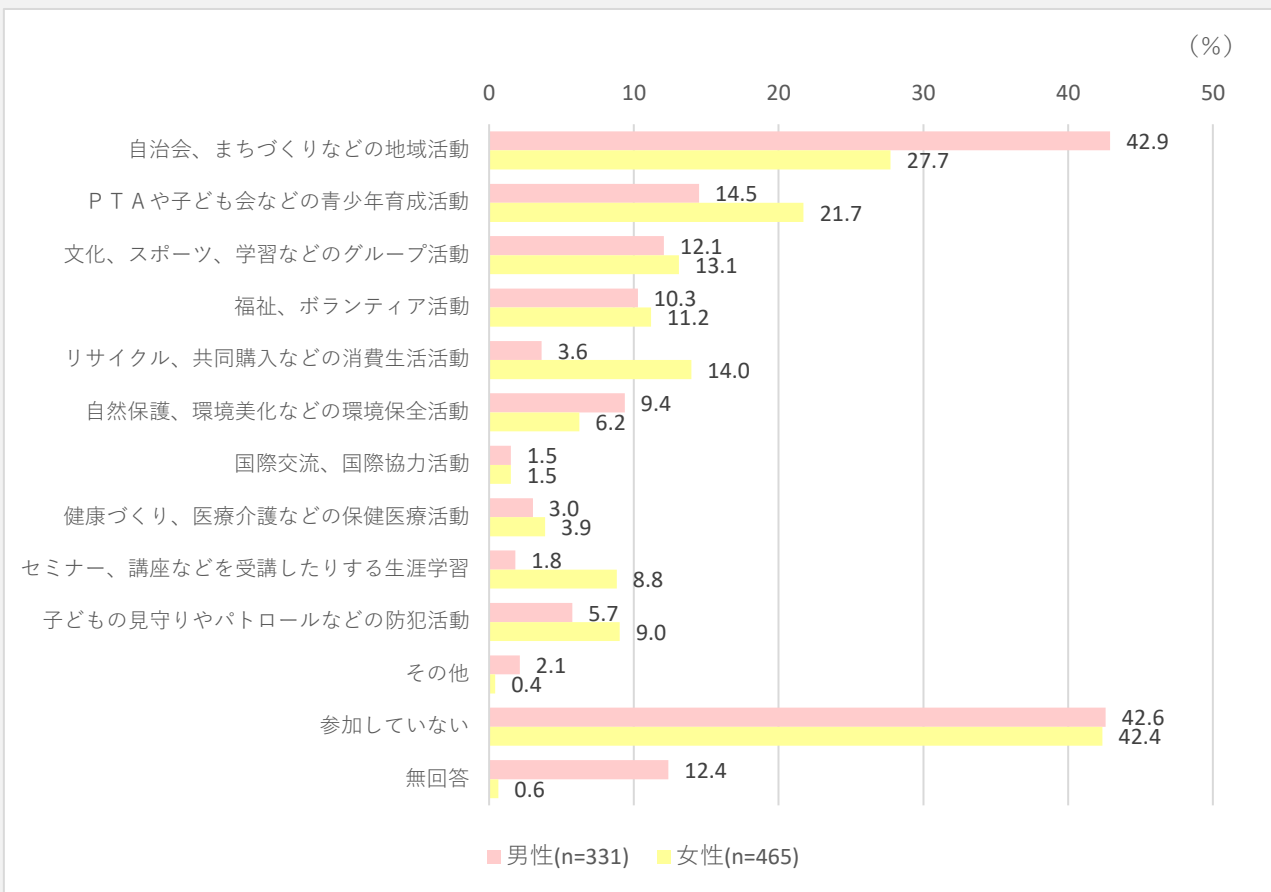
<実施状況>

身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代に関わらず参画できる環境づくりを推進するため、公民館での各種年代を対象とした講座の開催をはじめ、生涯学習出前講座や市民大学講座を開催し、参画促進を図りました。また、社会的・地域課題の解決のため、市政懇談会、みちたろう T0 わくわくトークにより意見・要望を聞いたり、意見交換をする場を設けたほか、市民自らが企画・実践する「まちづくり活動」に対し、支援を行いました。

<参考指標>

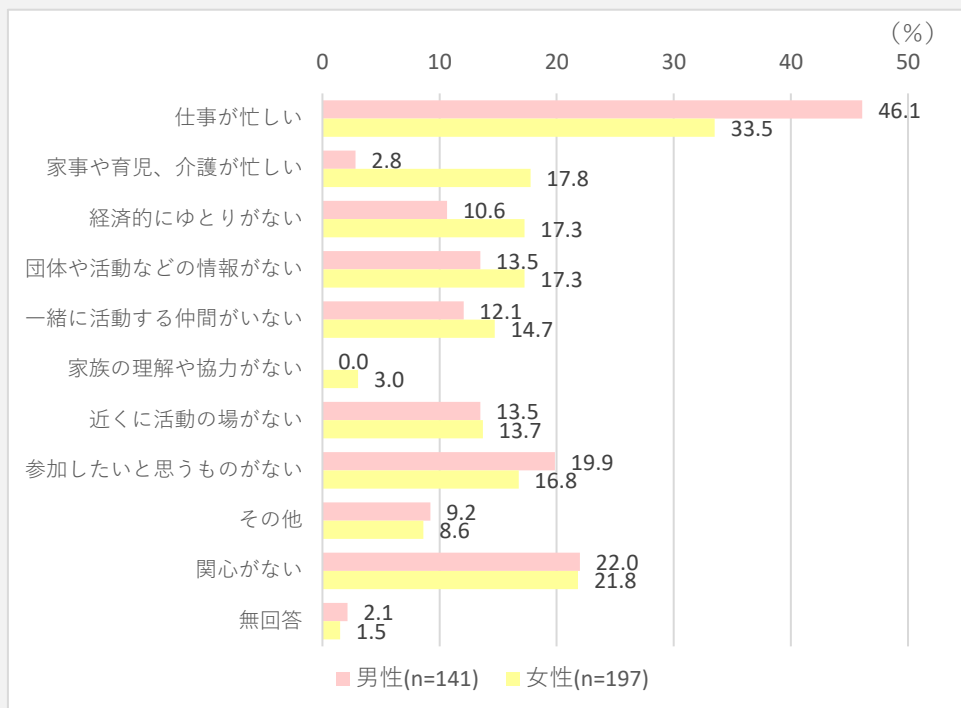
地域・社会活動への参加状況（参加していない人の割合）【R3 意識調査】

地域活動の参加状況については、「自治会、まちづくりなどの地域活動」が最も高く、次いで、「PTA や子ども会などの青少年育成活動」、「文化、スポーツ、学習などのグループ活動」の順となっています。一方「参加していない」人は、男性が 42.6%、女性が 42.4% で高い割合となりました。

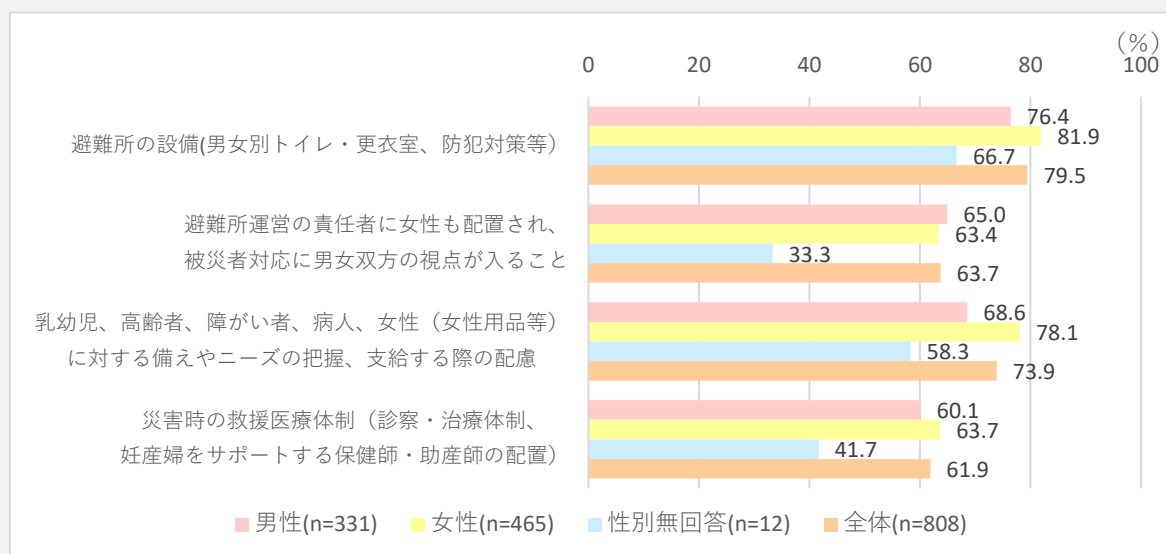


地域・社会活動に参加していない理由【R3 意識調査】

地域活動に「参加していない」と回答した人に、参加していない理由を聞いたところ、「仕事が忙しい」が男女共に最も高く、次いで「関心がない」、「参加したいと思うものがない」、「団体や活動などの情報がない」の順となっています。



防災等の分野における性別に配慮した対応が必要と思うこと【R3 意識調査】



<課題>

地域活動に参加していない人の割合は、男女ともに4割を超える状況にあります。多くの市民の様々な地域活動への関心と参加を促すためにも、公民館事業のほか、生涯学習出前講座及び市民大学講座においても、市民が何を望んでいるのかを的確に把握することが必要です。そして、その学習機会の提供と学んだことを地域社会に還元できる仕組みと効果的な周知方法の検討が求められます。

防災においては、性別に配慮した避難所の設備、政策・方針過程への女性の参画拡大や避難所運営における様々なニーズに対応できる体制づくりが必要です。

施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

<実施状況>

審議会等において男女の比率が偏りのない構成となるよう毎年女性の登用状況の調査を実施し、働き掛けを行いました。

また、男女共同参画の視点に立って様々な分野で活躍できる人材を育成するため、団体の運営支援や研修等へ受講者を派遣し、研修終了後は新たな活躍の場の提供に努めました。

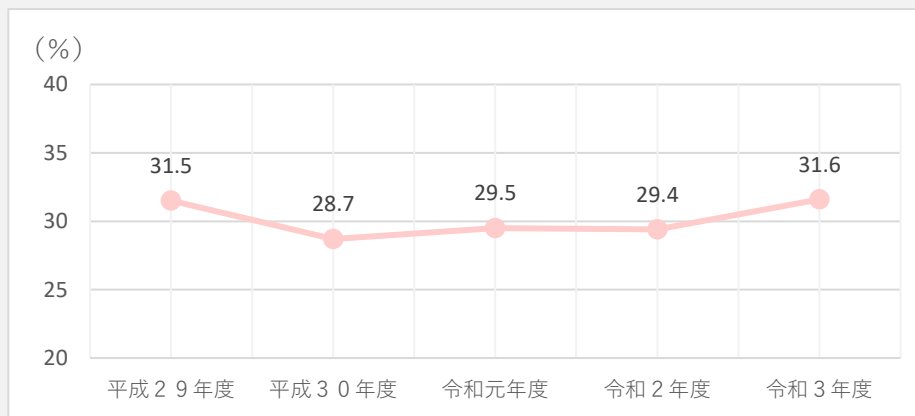
<参考指標>

自治会長、市議会議員等における女性比率【R4年版男女共同参画に関する年次報告（栃木県）】

自治会長における女性比率	5.6%
市議会議員における女性比率	11.5%
市職員の女性管理職の割合（一般行政職、課長以上）	7.2%

審議会等における女性委員の割合【市民協働推進課】

審議会における女性委員の割合は、令和3年度で31.6%と前年度より2.2ポイント増加しましたが、目標値の40.0%を下回りました。



<課題>

審議会等における女性委員の割合は、3割を推移し、目標値を下回っている状況です。女性委員が全く登用されていない審議会等、委員の選出方法や団体等の事情により、男女の委員の比率に偏りが見られます。

団体の育成・支援事業では、現に活動している団体の会員の維持・拡大に苦勞している状況があり、意欲ある女性への育成支援と人材育成後の活躍する機会の場を提供することで、団体等の維持・拡大を図る必要があります。

施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進

<実施状況>

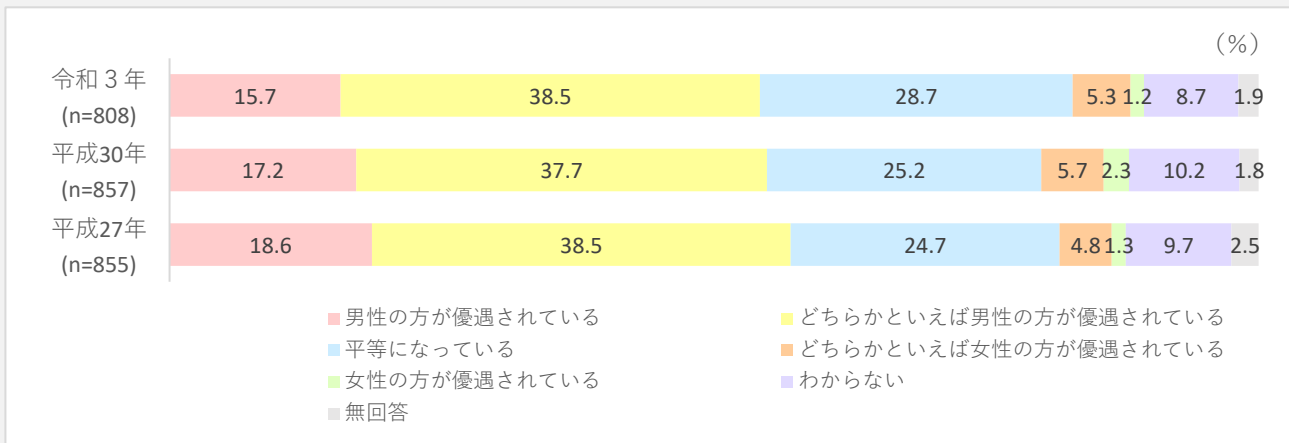
豊かで活力ある社会の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、「男女共同参画推進事業者表彰」により働く場における男女共同参画の推進を行いました。

就労支援においては、女性の再就職支援のための情報や、就労・職業能力開発支援に関する情報提供を市のホームページや広報誌で年間を通して実施し、創業支援のための資金融資や商工会が実施する創業支援事業に対して助成を行いました。

<参考指標>

「職場」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

職場において「平等」と感じている人の割合は、28.7%と前回調査から3.5ポイント増加しています。しかし、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、54.2%と前回調査から0.7ポイント減少しているものの、依然として半数以上となっています。



女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと（とても重要+重要）【R3 意識調査】

企業等事業所の理解	97.0%
保育施設や学童保育の充実	96.7%
家族の理解や家事・育児などへの参加	95.5%
育児・介護休業などの休暇制度の充実	95.5%
昇進・昇給などの職場での男女平等の確保	91.3%
労働時間の短縮化、テレワークやフレックスタイム制の導入	91.0%
福祉施設やホームヘルパーの充実	87.5%

企業等事業所の理解	97.0%
保育施設や学童保育の充実	96.7%
家族の理解や家事・育児などへの参加	95.5%
育児・介護休業などの休暇制度の充実	95.5%
昇進・昇給などの職場での男女平等の確保	91.3%
労働時間の短縮化、テレワークや フレックスタイム制の導入	91.0%
福祉施設やホームヘルパーの充実	87.5%

結婚や出産のために退職した女性が再就職するために重要なこと（とても重要+重要）【R3 意識調査】

子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実	96.7%
家族の理解や家事・育児などへの参加	95.0%
企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実	94.2%
企業等事業所の理解	91.7%
就職情報や職業紹介などの相談機関の充実	88.4%
テレワークやフレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実	88.4%
技能習得のための訓練施設の充実	73.6%

<課題>

男女の均等な雇用機会等の確保や女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備が進むよう、積極的に事業所に働きかける必要があります。

女性が結婚や出産を理由に退職することなく、働き続けられる社会づくりと再就職支援や起業支援が求められます。

様々な分野において男女共同参画を推進することで、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

(2) 指標の達成状況

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	
基本 目標 I	施策の方向 I - 1 男女共同参画意識の醸成				
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進				
○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	7.7%	<u>3.3%</u>	3.5% (以下)	
○	男女共同参画広報紙「みいな」の認知度	30.5%	<u>34.4%</u>	33.5%	
男女 共同 参画 の 意 識 づ く り と 環	施策の方向 I - 2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進				
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	30.6%	26.9%	37.0%
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	24.4%	<u>35.0%</u>	33.5%
		「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	350人	未実施	500人
	② 子育てサービス・支援の充実				
		ファミリーサポートセンター活動件数	1,042件	<u>2,507件</u>	1,400件
	放課後児童クラブの児童数	1,507人	1,826人	1,830人	
③ 介護サービス・支援の充実					

境 整 備	地域包括支援センター相談件数	19,301件	19,962件	20,000件
	施策の方向Ⅰ-3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進			
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実			
	親学習プログラム活用事業の実施回数	28回	16回	30回
	家庭教育オピニオンリーダー会員数	33人	37人	43人
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実			
	○ 学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	62.6%	63.5%	68.0%
	人権教育ワークショップ等に参加した教員・保護者・児童生徒の数	411人	303人	1,000人
	市要請訪問や県人権教育支援訪問等を活用した人権研修を実施した学校数	15校	12校	30校 (全校)

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)
基 本 目 標 Ⅱ 男 女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向Ⅱ-1 人権意識の醸成			
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進			
	○ 社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	16.5%	14.9%	23.0%
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進			
	○ 暴力について「どこ(誰)に相談してよいのか分からない」と答えた人の割合	17.8%	24.0%	12.0% (以下)
	思春期保健事業(性に関する指導等)の実施中学校数	10校 (全校)	10校 (全校)	10校 (全校)
	施策方向Ⅱ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶			
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進			
	○ 夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	68.8%	75.0%	100%
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実			
DV相談件数	55件	51件	80件	
④ 被害者の自立に向けての支援の充実				
DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	2人	3人	3人	
施策の方向Ⅱ-3 生涯を通じた男女の生活環境の整備				
① 生涯を通じた心と身体への健康支援				

	大腸がん検診受診率	41.1%	31.5%	50.0%
	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）	57.4%	66.7%	60.5%
② 高齢期における生活環境の整備				
	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	0箇所	46箇所	40箇所
③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備				
	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	4人	1人	8人
	障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合	10.6%	11.8%	12.0%

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	
基本 目 標 Ⅲ あ ら ゆ る 分 野 へ の 男 女 共 同 参 画 の	施策の方向Ⅲ－1 地域活動における男女共同参画の推進				
	① 男女の地域社会活動への参画の促進				
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	39.8%	42.0%	34.0% (以下)
		生涯学習出前講座利用件数（行政編） 〃（市民編）	174件 11件	27件 3件	200件 20件
		市民大学講座受講者数【延べ】	2,640人	262人	2,700人
		中小企業で働く青少年の福祉増進と健全育成のための「講座開催数」及び「延べ受講者数」	26講座 1,392人	勤労青少年ホーム閉館のためR3年度実施なし	30講座 1,500人
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進				
		自主防災組織の世帯カバー率	72.7%	81.6%	95%
		自主防犯団体新規補助件数【累計】	0件	3件	6件
	施策の方向Ⅲ－2 政策・方針決定過程への女性の参画推進				
	① 審議会等への男女共同参画の推進				
		審議会等における女性委員の割合	33.0%	31.6%	40.0%
	施策の方向Ⅲ－3 就労の場における女性の活躍推進				
	① 職場における男女共同参画の推進				

推進	○	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	24.7%	28.7%	30.0%
		創業支援資金融資件数	12件	20件	15件
		チャレンジショップ補助件数	2件	0件	5件
		創業支援塾開催回数	18回	18回	20回
		創業支援塾受講者数	28人	36人	30人
		家族経営協定締結件数【累計】	270件	317件	345件
		市職員一人当たりの一月平均時間外勤務数	20.3時間	22.4時間	15時間以内
	② 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進				
	女性認定農業者数	35人	39人	40人	
	女性農業士数	6人	3人	7人	

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画では、男女共同参画社会の形成状況を把握するために、施策の方向ごとに複数の指標を設定し、目標値を定めています。なお、現状値は令和3年度の実績となっています。また、指標の前に○がついている項目は、令和3年度に実施した市民意識調査の数値となっています。

令和3年度の時点で、36の指標のうち8の指標について、令和4年度の目標値を達成しています。なお、達成した8つの指標は、現状値欄の下線の数値でした。第3次計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条の掲げる次の基本理念を、本計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

2 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

I 男女共同参画の意識づくりと環境整備

男女が性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別における固定的役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

政治・経済、地域社会、教育などのあらゆる分野において、男女が性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

III 男女の人権尊重と暴力の根絶

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

また、貧困のほか、身体的・精神的な困難を複合的に抱えている男女に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援に努めます。

3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた

本計画を推進することにより、次のような社会の実現を目指します。

家庭では

一人ひとりの人権が尊重され、家族全員が協力しながら、家事・子育て・介護などに積極的に関わり、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。

地域では

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく慣行やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災組織・PTA等地域に根ざした組織・団体における様々な活動の企画や方針決定に参画し、豊かで済みやすい地域づくりに貢献しています。

職場では

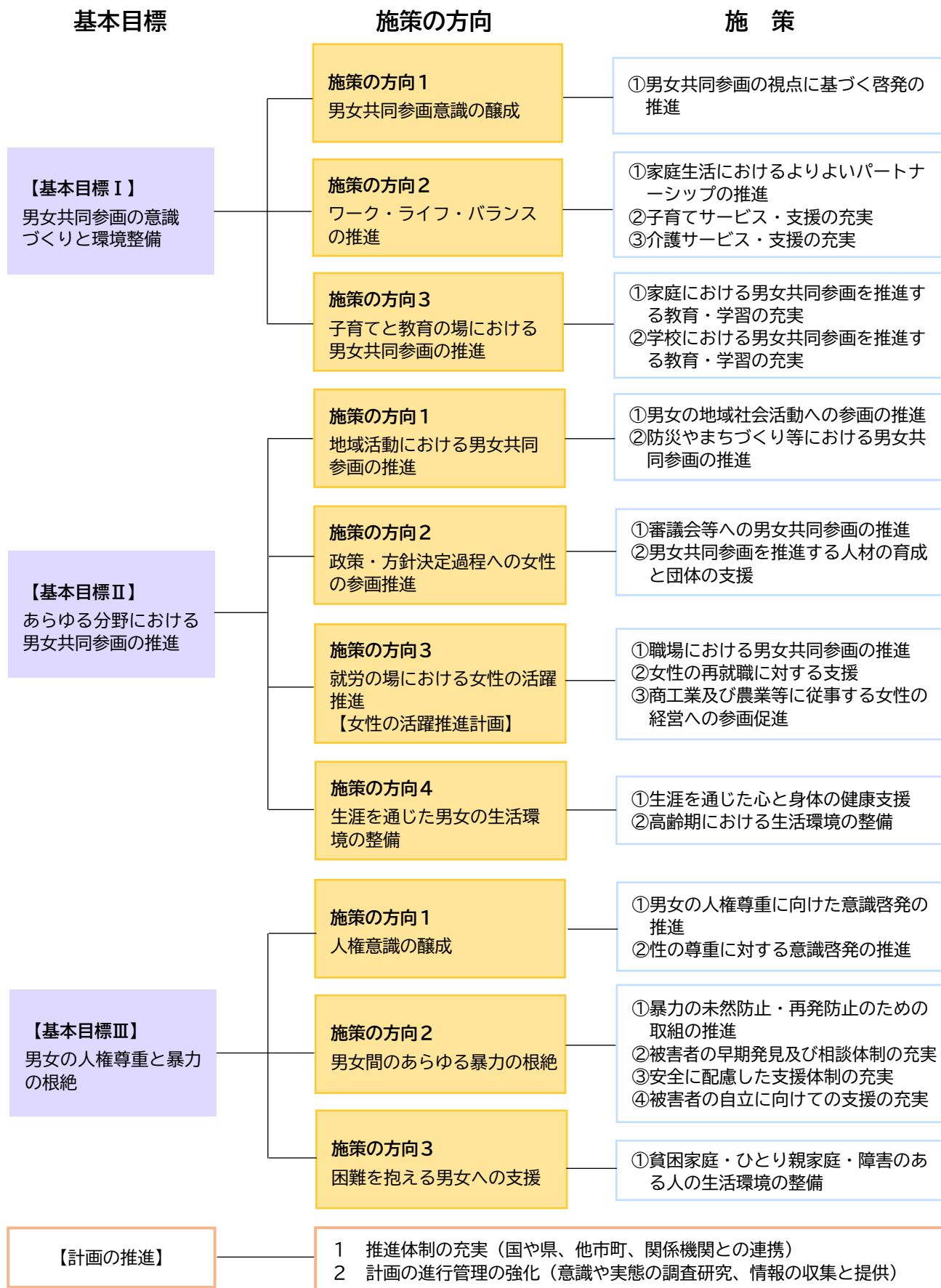
採用・配置・昇進・賃金などにおいて、男女間格差が解消され、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女が共に働きやすい職場環境の中で、ゆとりと充実感をもって生き生きと働いています。

学校では

児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、自分の生き方を社会との関わりの中で考えるような教育が進められ、進学や就職に際しては、個人の意思と適性が尊重された進路選択がなされています。

4 計画の体系

本計画では、3つの「基本目標」と10の「施策の方向」に基づき各種施策に取り組みます。



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を目指します。

①男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
1	男女共同参画情報紙「みいな」等による広報・啓発	市民等に向けた情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。	市民協働推進課
2	男女共同参画フォーラム等の開催	市民が男女共同参画の理解を深め、一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ることを目的にフォーラムやセミナーを開催します。	市民協働推進課
3	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民意識の現状を把握するため、2～3年ごとに実施します。	市民協働推進課
4	市職員研修	男女共同参画についての認識を深めるため、職員を対象に研修会を実施します。	市民協働推進課 総務課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働きが増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。

本市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組めます。

①家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
5	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの啓発	固定的役割分担にとらわれない積極的な家事への参画を促し、男女が共に協力して、育児・家事・介護の分担を行う「イクボス」としての意識醸成を図ります。	市民協働推進課

6	「家庭の日」の推進	家族と一緒に過ごす時間を作るため、第3日曜日の「家族の日」に合わせて交流事業を実施するとともに、PR活動を強化するなど啓発活動を推進し、家族の絆を深めるきっかけを作ります。	生涯学習課
---	-----------	--	-------

②子育てサービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
7	多様な保育ニーズに対応した保育サービス	多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実等、子育て支援に取り組みます。	保育課
8	地域における子育て支援	地域子育てサロンにおいて、子育て家庭への遊びの場・交流の場の提供、相談・援助を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
9	子育て相談	家庭児童相談室等において、来所相談・電話相談・家庭訪問を行い、子育て家庭への育児支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
10	ファミリーサポートセンター事業	安心して子育てができる環境を整備するため、会員相互の援助活動によって子育てを支援します。	子育て支援課
11	放課後児童対策	就労等により昼間保護者がいない児童を、放課後や長期休業期間に預かり健全な育成を図ります。	子育て支援課

③介護サービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
12	介護保険制度の普及	介護保険制度や各サービスへの理解を促すため、制度のパンフレット等を用いて窓口での説明を行うとともに、65歳到達者へのパンフレット送付や出前講座等により、制度の周知普及に努めます。	高齢福祉課
13	高齢者総合相談支援	市内8箇所の地域包括支援センターが、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要な支援を行います。	高齢福祉課
14	サービス基盤の整備	高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、施設及び居住系サービスの基盤を整備します。	高齢福祉課

施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、家庭や学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。

本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教育、幼児教育や学校教育の場において、発達の段階に応じた教育を断続的に行っていきます。

また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施します。

①家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
15	教育講演会の開催	那須塩原市 PTA 連絡協議会と連携し、保護者を対象として家庭教育に関する講演会を実施します。	生涯学習課
16	親学習プログラムの活用	家庭教育について考える機会を提供するため、親学習プログラムを活用します。	生涯学習課
17	家庭教育オピニオンリーダーの育成	家庭教育を支援するオピニオンリーダーを育成するため、活動を支援します。	生涯学習課

②学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
18	学校における人権教育の充実	児童生徒が人権に関して主体的に学ぶ機会を設け、人権教育の充実を図ります。 男女共同参画の視点に立った教育を推進し、児童生徒が自分らしさを伸ばすことができる学びの場を設定します。 児童生徒の個性に合った生活指導・進路指導を積極的に行います。 障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を行います。 各校の人権教育主任等の研修会参加及び各校における人権教育に関する校内研修会の実施により、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
19	多様な進路選択の指導	性別に捉われない職業観の育成を図るとともに、互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮できるようキャリア教育の充実を推進します。	学校教育課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1 地域活動における男女共同参画の促進

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。

本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動センターを設置運営し、男女を問わず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

①男女の地域社会活動への参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
20	生涯学習情報の提供	市民等へ向けて、生涯学習情報誌や案内の発行、市ホームページへの掲載や冊子の発行により、情報提供を行います。	生涯学習課
21	公民館事業	生涯学習社会の充実に向けて、学級・講座の開催等、地域の特性を生かした施策を展開します。	生涯学習課
22	生涯学習出前講座 (行政編)(市民編)	行政編では職員等が市政に関する講座を提供し、市民編では生涯学習ボランティアが学習提供します。	生涯学習課
23	市民大学講座	市民への学習活動の支援や多様な学習に関する情報及び機会の提供を行います。	生涯学習課

②防災やまちづくり等における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
24	市民提案型協働のまちづくりへの支援	魅力ある地域社会を実現するため、市民活動団体が提案する公益性の高い活動へ補助金を交付します。	市民協働推進課
25	コミュニティ設立支援	地域の活性化のため、コミュニティ未設置地区におけるコミュニティの新設等を支援します。	市民協働推進課
26	市民活動センター及びセンター利用者協議会の運営	市民活動に関する情報収集や相談業務、学習機会を提供し、市民自らが参加する協働のまちづくりを推進するため、市民活動センターを運営し、併せて市民活動センター利用者協議会の運営を支援します。	市民協働推進課
27	広聴事業の推進	市民の意見を市政に反映させるため、効率的かつ効果的に市民から広く意見を収集する取組を推進します。	秘書課
28	自主防災組織育成支援	災害に強いまちづくりを推進するため、自治会を単位とする自主防災組織の結成を支援します。	危機管理室

29	地域自主防犯活動支援	犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯活動を自主的に実践する地域団体を支援します。	生活課
30	コミュニティ活動支援	コミュニティによるまちづくり推進のため、コミュニティへ活動補助金の交付や研修会等を行います。	市民協働推進課

施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画していくことが求められています。

本市では、男女共同参画の支援を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働きかけていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を勧めます。

①審議会等への男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
31	審議会等の男女比率の改善	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の男女比率に偏りがないよう働き掛けます。	市民協働推進課
32	女性の人材登録	各種審議会等の女性委員の登用を促進するため、女性の人材登録及び活用を進めます。	市民協働推進課
33	市女性職員の方針決定過程への参画	女性管理職としての人材育成のため、引き続き中堅の女性職員を自治大学校の研修に派遣するとともに、若手の女性職員を国・県に研修員として派遣します。	総務課

②男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
34	リーダーの育成	男女共同参画の支援に立ちながら活躍する人材を育成するため、研修会等への参加を支援します。	市民協働推進課
35	団体の育成・支援	男女共同参画を推進する団体を育成し、活躍を支援します。	市民協働推進課

施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組の推進に向けて、啓発を行います。

さらに女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できる環境づくりに取り組みます。

①職場における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
36	商工業等の分野における男女共同参画の推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、女性の参画を推進します。労働に関する法律・制度や、関係機関の労働相談などの情報提供を行います。商工会・金融機関と連携し、創業希望者を支援します。	商工観光課
37	農業・農村男女共同参画の推進	農村女性の地位向上・経営参加のため、女性認定農業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
38	家族経営協定締結の推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会
39	各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラ等）の防止など、男女とも働きやすい職場環境の整備に向けて、啓発を行います。	市民協働推進課
40	各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント防止のため、パンフレットの設置やポスターを掲示、市広報誌やホームページ掲載により、啓発を行います。	商工観光課
41	市職員へのワーク・ライフ・バランスの啓発	市職員へのワーク・ライフ・バランス啓発のため、研修を実施します。	市民協働推進課
42	職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発	職場におけるワーク・ライフ・バランス啓発のため、パンフレットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
43	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	市職員が仕事と家庭生活との両立ができるよう職場全体で支援する環境整備を推進します。	総務課
44	市役所におけるカムバック制度の運用	性別を問わず育児又は介護の理由により退職せざるを得なかった職員の再採用を可能とする制度（カムバック制度）を運用します。	総務課

②女性の再就職に対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
45	女性の再就職支援に関する情報提供	ハローワーク大田原が実施しているマザーズコーナー等の実施事業に関する情報提供を行うことで、子育て女性への再就職を支援します。	商工観光課

③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
再掲	商工業等の分野における男女共同参画の推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、女性の参画を推進します。	商工観光課
再掲	農業・農村男女共同参画の推進	農村女性の地位向上・経営参画のため、女性認定農業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
再掲	家族経営協定締結の推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会

施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮していくためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、心と身体の健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、それぞれのライフステージに応じて、スポーツやレクリエーションなどを通じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護予防及び生きがい対策の充実を図ります。

①生涯を通じた心と身体の健康支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
46	自殺防止対策	カウンセリング事業、セルフチェックシステム、人材育成事業を通じて、自殺の予防を推進します。	社会福祉課
47	がん検診の推進	20歳以上の女性及び40歳以上の男性に対し、がん検診等を実施し、がんの早期発見・早期治療により壮年期死亡の減少を図ります。	健康増進課
48	生活習慣病の予防	特定健康診査、特定保健指導、健康相談等を実施し、市民が自らが生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組めるよう支援します。	健康増進課
49	妊産婦の支援	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査費助成、母親学級等、妊産婦が身体的・精神的・経済的に安全安心な妊娠・出産が可能となるよう支援します。	健康増進課
50	母性父性育成支援	訪問指導等、子どもを持つ親が健全な母性や父性を育み、地域のなかで安心して育児ができるよう支援します。	健康増進課
51	乳幼児健康診査・相談	乳幼児を対象に、健康診査・相談事業を実施することで、子どもの健やかな成長・発達を支援します。	健康増進課
52	文化の振興	地域に根差した文化活動の推進・文化団体の育成支援と人材育成、特色ある文化づくりを推進します。	生涯学習課

53	生涯スポーツの普及	年齢や生涯の有無にかかわらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくりを推進します。	スポーツ振興課
----	-----------	---	---------

②高齢期における生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
54	介護予防	高齢者が地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、「住民運営の通いの場」の活動を支援します。	高齢福祉課
55	生きがいづくり	健康を保持し生きがいのある老後を構築するとともに、仲間づくりを目的として事業を実施します。	生涯学習課

基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶

施策の方向1 人権意識の醸成

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達の段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

①男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
56	小学生への人権啓発	小学校就学児童への人権啓発のため、「人権の花運動」を実施します。	市民協働推進課
57	人権相談	偏見や差別をなくすことと、差別や人権侵害の予防・早期解決を目的とし、人権相談窓口を定期的に開設します。	市民協働推進課

②性の尊重に対する意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
58	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	国が作成したチラシ等を活用し、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発に努めます。	市民協働推進課
59	性的指向や性同一性障害に関する啓発・情報の提供	性的指向や性同一障害への理解を深めるための啓発に努めます。 また、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、「なすしおばらパートナーシップ宣誓制度」を実施します。	市民協働推進課
60	相談機関の周知	DV 被害者の早期発見を目的に相談機関等の周知に努めます。	市民協働推進課
61	思春期保健指導	豊かな母性や父性を育むため、思春期にある中・高校生を対象とした性に関する指導等を実施します。	健康増進課
62	メディア・リテラシーの向上	情報モラルの重要性を認識させるとともに、子どもの道徳性を向上させるため、メディア・リテラシーの正しい活用について推進を図ります。	学校教育課
63	有害環境の浄化	青少年の非行防止及び健全育成のため、立入調査や市内巡回指導、白ポストによる有害図書の回収を実施します。	生涯学習課

施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。

①暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
64	DV防止のための啓発	DVには多様な暴力の種類があり、重大な人権侵害であることを認識させ、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課
65	中・高校生に対するDV防止のための啓発	デートDVとはどのような行為なのかを中・高校生に認識してもらい、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課

②被害者の早期発見及び相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
66	民生委員・児童委員など地域で活動している人たちとの連携	DV窓口を民生委員・児童委員など地域で活動している人たちをはじめ、広く市民に周知し、被害者の早期発見に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）、 社会福祉課
67	DVに関する相談支援	DVなど様々な問題を抱え悩んでいる女性のため、相談員を配置し、支援します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
68	DVに関する相談支援	養護者による高齢者虐待の防止及び保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談・指導を行います。	高齢福祉課

③安全に配慮した支援体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
69	DV被害等の緊急一時避難支援	DVが社会問題として顕著化する中で、多様化・複雑化してきたため、様々なケースに対応できるよう支援を強化します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
70	DV被害者の支援者安全確保	DV被害者を支援する者の安全対策を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）

④被害者の自立に向けての支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
71	DV 被害者の自立支援体制の充実	保護命令を受けた父又は母に対し、児童扶養手当の給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
72	DV 被害者の自立支援体制の充実	保護命令を受けた被害者及び一時保護を受けた被害者の市営住宅の入居に配慮します。	都市整備課
73	DV 被害者の自立支援体制の充実	DV 被害者に対し、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）

施策の方向3 困難を抱える男女への支援

貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や栃木県との連携の下、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。

①貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
74	生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課と社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を設置し、生活保護に至る前の生活困窮世帯を対象に、自立相談、家計相談を実施します。	社会福祉課（社会福祉協議会）
75	生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	生活保護、準要保護世帯の児童生徒を対象に、市内公民館で学習支援事業を実施します。	社会福祉課
76	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の父又は母を対象とした自立支援給付金事業を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
77	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
78	障害者の地域生活支援	障害のある人が地域において、その心身状態や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	社会福祉課

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実

本計画に関する施策を着実に推進するため、次のとおり取り組みます。

男女共同参画推進本部

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、庁内関係部局が連携を図りながら、全庁を挙げて本計画の推進に取り組みます。

男女共同参画審議会

市長の諮問機関である男女共同参画審議会に対し、行動計画の策定又は変更、施策の実施状況や重要事項について、必要に応じて意見や提言を求めます。

関係機関、団体等との連携

本計画の推進のため、国、栃木県、近隣市町、事業者、民間団体等との連携強化を進め、協力して課題解決に取り組みます。

2 計画の進行管理の強化

本計画の確実な実行のため、次のとおり定期的な状況把握を行います。

進行管理と公表

本計画の進捗状況を確認するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、点検評価し、これを公表します。

計画の見直し

社会情勢の変化や各種施策の実施状況や効果を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

調査研究等

男女共同参画に関する意識調査を定期的実施し、男女共同参画社会の形成状況を調査研究していきます。

情報収集と提供

国、栃木県、企業等の情報を収集し、男女共同参画広報紙等で市民に提供します。

3 計画が目指す目標値

計画に基づく施策を計画的かつ効果的に実施するため、3つの基本目標について、目標値を設定し、毎年度の取組の効果を検証します。目標設定指標の項目は、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、点検・評価が必要なものとしました。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	施策の方向1 男女共同参画意識の醸成				
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進				
	○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	3.3%	1.0% (以下)	市民協働推進課
	○	男女共同参画広報紙「みいな」の認知度	34.4%	40.0%	市民協働推進課
	施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進				
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	26.9%	39.0%	市民協働推進課
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	35.0%	44.0%	市民協働推進課
	6	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	未実施	500人	生涯学習課
	② 子育てサービス・支援の充実				
	7	特別保育事業（延長、病児・病後保育、休日、一時）の実施施設数	38箇所	38箇所	保育課
	8	出張サロン開設箇所数	5箇所	7箇所	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
	10	ファミリーサポートセンター サポート率	100%	100%	子育て支援課
11	児童クラブの待機児童数	0人	0人	子育て支援課	
③ 介護サービス・支援の充実					
13	地域包括支援センター相談件数	19,962件	20,000件	高齢福祉課	

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進				
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
	15	教育講演会等の家庭教育力向上に係る事業への参加者数	467名	650名	生涯学習課
	16	親学習プログラム活用事業の実施回数	16回	16回	生涯学習課
	17	家庭教育オピニオンリーダー会員数	37人	43人	生涯学習課
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
	○	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	63.5%	71.0%	市民協働推進課
	18	とちぎっ子学習状況調査における質問項目「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」に対する肯定率	90.1%	100%	学校教育課

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進				
	① 男女の地域社会活動への参画の促進				
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	42.0%	36.0% (以下)	市民協働推進課
	22	生涯学習出前講座利用件数（行政編） // （市民編）	27件 3件	30件 5件	生涯学習課
	23	市民大学講座受講者数【延べ】	262人	1,000人	生涯学習課
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進				
	24	市民提案型協働のまちづくり支援事業による各年度の支援団体数	3団体	8団体	市民協働推進課
	25	コミュニティ未設置地区	4地区	2地区	市民協働推進課
	28	自主防災組織の世帯カバー率	81.6%	95.0%	危機管理室
	29	自主防犯団体補助件数【累計】	3件	5件	生活課
	30	コミュニティ運営費補助金交付団体の割合	75.0%	100%	市民協働推進課
	施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進				
	① 審議会等への男女共同参画の推進				
	31	審議会等における女性委員の割合	31.6%	37.0%	市民協働推進課
	33	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	24.3%	30.0% (以上)	総務課
	施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進				
	① 職場における男女共同参画の推進				
	○	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	28.7%	35.0%	市民協働推進課
	36	創業支援塾における女性受講者の割合	30.6%	33.0%	商工観光課
	38	家族経営協定締結件数【累計】	317件	377件	農業委員会
43	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合 配偶者出産休暇 育児参加のための休暇	66.7% 46.7%	100% 100%	総務課	

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 口	② 女性の再就職に対する支援				
	45	マザーズコーナー相談件数（市民）	405 件	540 件	商工観光課
	③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進				
	37	女性認定農業者数 女性農業士数	40 人 3 人	45 人 4 人	農務畜産課
	施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備				
	① 生涯を通じた心と身体健康支援				
	47	大腸がん検診受診率	30.0%	50.0%	健康増進課
	48	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率 (国保加入者) 特定健康診査 特定保健指導	40.1% 21.6%	48.0% 27.0%	健康増進課
	49	妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた妊婦の割合（4か月児健康診査時）	85.0%	89.0%	健康増進課
	50	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）	66.7%	68.0%	健康増進課
51	育てにくさを感じた時の相談先や解決方法を知っている（3歳児健康診査）	87.3%	88.5%	健康増進課	
52	文化振興事業観覧者数	6,333 人	26,750 人	生涯学習課	
② 高齢期における生活環境の整備					
54	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	46 箇所	65 箇所	高齢福祉課	

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 Ⅲ 男 女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向1 人権意識の醸成				
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進				
	○	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	14.9%	24.0%	市民協働推進課
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進				
	○	暴力について「どこ（誰）に相談してよいのか分からない」と答えた人の割合	24.0%	18.0% (以下)	市民協働推進課
	61	思春期保健事業（性に関する指導等）の実施中学校数	10校 (全校)	10校 (全校)	健康増進課
	63	少年指導員による「愛の声かけ」人数	1,222人	1,500人	生涯学習課
	施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶				
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進				
	○	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	75.0%	88.0%	市民協働推進課
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実				
	67	DV相談件数	51件	80件	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）
	④ 被害者の自立に向けての支援の充実				
71	DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	3人	3人	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	
施策の方向3 困難を抱える男女への支援					
① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備					
76	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	1人	3人	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	
78	障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合	13.0%	14.0%	社会福祉課	

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。